

神崎町

大河内町

平成16年3月10日発行

合併協議会 だより 創刊号



Okawachi

Kanzaki



目次

- 会長・副会長ごあいさつ 2
- 第1回合併協議会の結果報告 4
- 合併協議会の概要 6
- 市町村合併Q & A 7
- 合併協議会からのお知らせ 8

2月4日に神崎町・大河内町合併協議会が設置され、両町の合併に関するさまざまな事項の協議が正式に始まりました。



神崎町・大河内町合併協議会

会長（神崎町長）

足立

理秋

平素は、行政全般にわたり、深いご理解とご指導そしてご支援を賜わりまことにありがとうございます。

地方分権一括法が施行され、本格的な地方分権が進みつつある一方で、少子高齢化の進展をはじめ、高度情報化社会の到来、現下の厳しい地方財政の状況など町行政を取り巻く環境は大きく変化し、今後は幅広い視点からの取り組みが求められています。

こうした、環境変化に適切に対応しつつ、地域住民が安心して心豊かに暮らせる地域を創造していくことが不可欠となっております。

そこで、市町村合併は、今や、避けて通ることができず足腰の強い自治体をつくらなければならない。

このような中で、当初は、郡域での合併も研究しましたが、かなり温度差もございました。熟慮を重ねた結果、神崎町と大河内町の両町で進めることとなりました。その後、両町とも住民の皆様方に、情報を提供しつつご意見を拝聴し、平成16年2月3日には、神崎町・大河内町合併協議会設置の議決を両町とも全会一致で了していただき、2月15日に合併協議会の発足式並びに第1回合併協議会を開催し、協議会委員様に委嘱をご依頼申し上げ、行政全般にわたる事項につきまして、協議・調整をしていただくこととしました。そして、この協議会設置と併せてホームページの開設や、この協議会だよりの発行等、協議の内容をはじめとする合併に関する様々な情報を提供してまいります。

さて両町は、それぞれの町の特色を生かしながら、地域の皆様とともに町づくりを進めてきたところですが、その町づくりのために、今日まで多くの為政者、また町民の皆様の間心血と情熱が注がれ、また経済発展という味方もあつてそれぞれの町にふさわしい町に発展してきたところがあります。いま改めて先人の皆様のご尽力に深甚の敬意と感謝を申し上げます。

また、両町は、気候、風土においても類似しており、また人情味あふれる町であり、人口動態においても同様の動きが見られ、少子高齢化が加速傾向にあります。社会資本整備についてもほぼナショナルミニマムといわれる域には達しております。ただ、財政力についてはその指数において大きな差があります。将来展望にたつて深謀するとき、国の財政状況、少子高齢化そして懸念される小規模自治体を巡る動向などを考えますと、いま町合併へのアクションを起こすことが最も重要であろうと認識するものであります。

いよいよ合併協議が本格的に進められますが、各委員会の皆様、また両町の町民の皆様の賢明な判断のもと、この協議会で十分議論がなされ新町の産声が上げられますよう心からご祈念申し上げます。



神崎町・大河内町合併協議会

副会長（大河内町長）

上野 うえの 英一 ひでかず

第1回の協議会が開催されました。委員の皆様には、大変重要でハードな任務をお願い致しました。是非、よろしくお願いいたします。両町の町民の皆様にとって、未来に展望や希望が抱けるような町づくりの議論を大いに期待したいと思います。

さて、協議会参加に当たっての大河内町は、神崎町とは若干異なるスタンスであり、協議会の中で合併の是非をも検証致したいと考えています。しかし、合併を否定したしているわけではありません。

私の合併に対する問題意識を、少しお話しさせていただきたいと思えます。大河内町は神崎郡最北部の少子高齢化、過疎化の進行する人口5300余人の非常に小さな町であるということです。合併によって、大河内町のそれぞれの20集落がどうなっていくのか、それが一番心配な課題であります。

合併をして、町・役場は残ったが過疎化に拍車がかかり集落・村はなくなったというような事になってはいけません。合併するのであれば、均衡有る新町の発展ということではいけないと考えています。

そのためにも、足立町長さんが云われる「互敬互譲」の精神が大切だと思えます。互敬互譲の精神で新町の町づくりの議論が出来るか出来ないかが、問われていると考えています。（ちなみにこの字の互敬互譲は造語であります。「合併の理念に表現」）

それともう一点肝心なことは、今回の平成の合併も国策として行われていますが、どんな国策なのかの押さえが非常に大切だと考えています。

国・地方合わせて700兆円にも上る借金、ある意味国の失政の付けを合併と

いう大リスクで乗り切ろうと云うことです。三位一体改革も全く同じ視点で進められています。本来の地方分権、地方への財（税）源移譲の話は、私たちのような田舎の市町村にはほど遠い、むしろ地方切り捨て・都市型政策といえることです。合併特例法での財政支援策、合併後10年プラス5年は合併前の交付税を補償するという点についても、総額を補償することではありません。合併前の2町の人口等の基礎的数字で、基準財政需要額の算定をしようだけのことです。

平成16年度予算でも地方交付税・臨時財政対策債が平均して総額で12%削減され、各自治体とも大変な新年度予算の編成を行っています。平成16年度で総額1兆2千億円、率で平均すれば12%ですから、政府は後3〜4兆円、最終的には交付税原資分に削減したいといっているのですから、地方への財源移譲もあります。考えていただければ相当に厳しい内容になると考えられます。（合併前の交付税を補償すると言っても、交付税総額が3/4になれば必然的に3/4にならざるを得ない。交付税原資分ともなれば約半分になる。）

合併特例債についても7割を交付税に算入するとなっていますが、基準財政需要額との関係などを考えれば、私はこれについても担保（補償）されているとは言えないのではと考えています。

これらを含めて国の動向はきわめて不確定要素が多い、そんな甘いものではないと考えています。

また、各集落懇談会で説明を致しました財政シミュレーションも現制度下における試算でありまして、国の動向如何では全く議論が変わってしまう内容だと考えています。それだけに、合併をすれば全てが解決すると思えてはいけません。

今回、2町の法定合併協議会を立ち上げたわけですから、これらの不確定要素、そして互敬互譲による均衡有る新町建設計画・まちづくりを十分に検証・検討して、両町の町民にとって最善の選択につながったと考えています。両町の皆さまの真摯な議論をお願いいたします。



第一回合併協議会 を開催しました。



二月十五日、大河内町保健福祉センターにおいて発足式に続き、第一回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。協議会では、規約や規程の報告協議のほか、会議の運営方法や今後のスケジュールなどが協議されました。

報告事項

【報告第一号】

合併協議会規約について

協議会の名称や組織、委員など基本となる事項を定めた規約が報告されました。

【報告第二号】

合併協議会規約に関する協議書等について

協議会の基本となる事項を定めた規約や、事務局職員の事務従事に関する内容などが確認された協議書等が報告されました。

【報告第三号】

合併協議会委員等の公務災害補償に関する確認書について

協議会委員等の公務災害補償の取扱いを定めた確認書が報告されました。

【報告第四号】

合併協議会小委員会規程について

協議会の事務の一部について調査・審査を行う小委員会の設置について提案され、新町の名称や位置を検討する委員会、新町の建設計画を検討する委員会の二委員会を置くことが報告され、新町の建設計画小委員会では、専門的に検討する三つの分科会も設置される報告がされました。

【報告第五号】

合併協議会幹事会規程について

両町の助役、教育長、総務課長及び専門部会長で構成される幹事会について報告されました。

【報告第六号】

合併協議会専門部会設置要綱について

両町の合併にむけて、事務の一元化を進めるため、行政組織を総務・企画、住民・健康・福祉、教育、産業・建設、議会、税務・出納、上下水道、電算、新町建設計画の九部会に分け、さらに三十三分科会に編成することなどを定めた要綱が報告されました。

【報告第七号】

合併協議会事務局規程について
事務局の職務などを定めた規程が報告されました。

【報告第八号】

合併協議会公印に関する規程について
協議会で使用する公印の管理と使用などを定めた規程が報告されました。

【報告第九号】

合併協議会財務規程について
協議会の予算、決算などを定めた規程が報告されました。

【報告第十号】

合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
協議会等の委員が会議に出席する際の報酬などについての、取扱いの報告が行われました。

【報告第十一号】

平成十五年度合併協議会予算について
協議会予算について報告が行われ、会議の開催費、事務局の運営費

合併に関する調査啓発費など、総額四百七十三万円の予算が報告されました。なお、これらの費用は協議会規約により両町で均等に負担することになっていきます。

協議事項

【協議第一号】

合併協議会運営規程について
協議会の会議運営について必要な事項を定めた規程が上程され、原案どおり承認されました。

【協議第二号】

合併協議会傍聴規程について
協議会の会議の傍聴について必要な事項を定めた規程が上程され、原案どおり承認されました。

【協議第三号】

合併協議会会議録等閲覧規程について
協議会の会議録や会議に提出された文書などの閲覧方法を定めた規程が上程され、原案どおり承認されました。

【協議第四号】

合併協議会申し合わせ事項について
合併協議会を毎月第二日曜日、第四水曜日に原則として定例開催することや、会議場所は両町交互に持ち回ることなど、会議の詳細についての申し合わせ事項が上程され、原案どおり承認されました。

【協議第五号】

合併協議会支援地域の指定について
国や県の合併推進に関する諸々の支援策を受けるため、支援地域の指定について上程され、原案どおり承認されました。

提案事項

次回の協議会で協議する事項について次のおり提案説明されました。

【提案第一号】

合併の理念について

【提案第二号】

合併協定項目について

【提案第三号】

事務事業調整方針の原則について

【提案第四号】

合併の方式について

今後の合併協議会の開催スケジュール

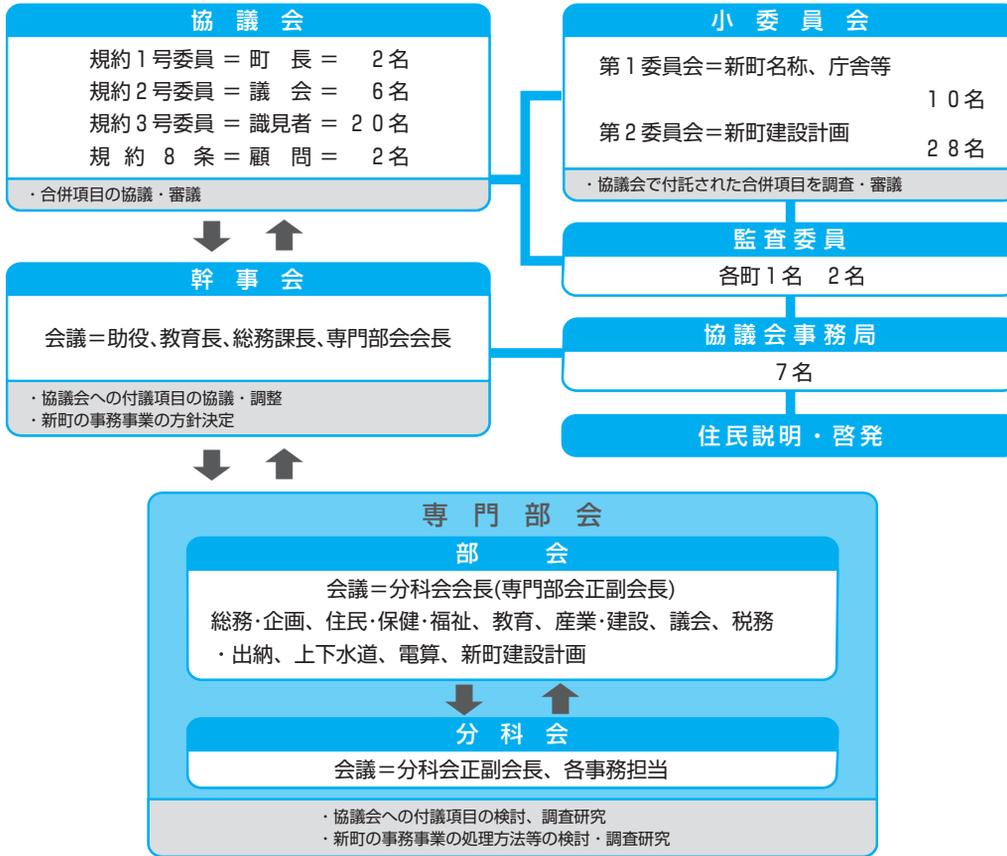
■ 部分は開催済みです

大河内町	神崎町
H16. 2.15(日)	H16. 3. 2(火)
H16. 3.20(土)	H16. 3.31(水)
H16. 4.11(日)	H16. 4.28(水)
H16. 5. 9(日)	H16. 5.26(水)
H16. 6.13(日)	H16. 6.30(水)
H16. 7.11(日)	H16. 7.28(水)
H16. 8. 8(日)	H16. 8.25(水)
H16. 9.12(日)	H16. 9.29(水)
H16.10.12(火)	H16.10.27(水)
H16.11.14(日)	H16.11.24(水)
H16.12.12(日)	H16.12.22(水)
H17. 1. 9(日)	H17. 1.26(水)
H17. 2.13(日)	H17. 2.23(水)
H17. 3. 6(日)	H17. 3.23(水)

※会場：神崎町 神崎町ケーブルテレビネットワーク会議室
大河内町 大河内町保健福祉センター 2F 福祉講習室

※原則として午後1時30分からです。
当面の予定日であり、両町の行事等で変更もあります。

神崎町・大河内町合併協議会組織体制



神崎町・大河内町合併協議会委員名簿 (平成16年2月4日現在)

区分	氏名	区分	氏名
1号委員	神崎町 足立理秋	3号委員	神崎町 竹國洋子
	大河内町 上野英一		大河内町 日和貞憲
2号委員	神崎町 多田昌	神崎町 中山祐美子	
	大河内町 小寺義裕	大河内町 藤原昇	
	神崎町 中塚義之	神崎町 廣納正	
	大河内町 立石富章	大河内町 藤原博一	
	神崎町 奥野恒夫	神崎町 藤原鉄也	
	大河内町 高内直喜	大河内町 藤原安晴	
3号委員	神崎町 足立高正	神崎町 堀口勝久	
	大河内町 生田良昭	大河内町 正城眞佐子	
	神崎町 井上秀男	神崎町 松原博興	
	大河内町 岩本精介	大河内町 松山陽子	
	神崎町 尾上徳美	8条(顧問) 県会議員 前川清寿	
	大河内町 上垣博	中播磨県民局長 馬場英司	
	神崎町 高橋勝洋	監査委員 神崎町監査委員 太田昭男	
	大河内町 立岩三代子	監査委員 大河内町監査委員 藤原建	

神崎町・大河内町合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）に基づき、設置されたもので、協議会、小委員会、幹事会、専門部会、事務局で構成されます。

神崎町・大河内町合併協議会設立までの経緯

H15.8.27 ～10.18	大河内町住民説明会（町内20会場）	H16.1.14 ～1.30	大河内町住民説明会（町内20会場）
H15.10.10	市町村合併問題調査特別委員会（大河内町）	H16.1.14 ～1.29	神崎町住民説明会（町内19会場）
H15.11.28	市町村合併問題調査特別委員会（大河内町）	H16.1.30	市町村合併問題調査特別委員会（大河内町）
H15.11.5 ～12.17	市町村合併を考える会（大河内町） （各集落代表、一般公募の57名 7回開催）	H16.1.30	市町村合併問題調査特別委員会（神崎町）
H15.11.11	合併問題団体長会議（神崎町）	H16.2.3	大河内町臨時議会において、合併協議会設置議案を付議 大河内町可決（賛成11：反対0 欠0）
H15.11.24	神崎町21ふるさとづくり推進協議会	H16.2.3	神崎町臨時議会において、合併協議会設置議案を付議 神崎町可決（賛成13：反対0 欠0）
H15.12.19	市町村合併問題調査特別委員会（大河内町）	H16.2.4	神崎町・大河内町合併協議会を設置
H15.12.22	識見者会議（歴代特別職、議会議長、寺前・長谷財産区議長）（大河内町）	H16.2.15	神崎町・大河内町合併協議会発足式
H16.1.9	町内各種団体長会議（大河内町）	H16.2.15	第1回合併協議会



ここでは、市町村合併に関する疑問や質問をQ&A形式でお答えします。

Q1 両町が合併するメリットは何ですか？

A1 一番のメリットは、交付金や人件費削減に伴う財政的な効果が考えられます。その他一般的にいわれるメリットには次のようなものがあります。

- 1) 広域的な観点からの土地利用が可能となる。
- 2) 公共施設の相互利用がしやすくなる。
- 3) 生活基盤整備を広域的な視点に立って実施できる。
- 4) 合併特例債等を活用し、基盤整備ができる。
- 5) 多様な住民ニーズに対応した組織・人材の確保が可能になる。

Q2 合併協議会ではどのようなことをするのですか？

A2 合併協議会では、合併するかどうかを含め、合併に関するあらゆる事項について協議されます。協議会は、通常、両町議会の議員、町長、学識経験者で構成され、合併の時期、新町の名称、合併の方式（新設合併・編入合併）、役場（庁舎）の位置、財産の取扱い、新町建設計画（まちづくり計画）の作成等に関する協議を行います。

合併協議会からのお知らせ

◆協議会の傍聴について

合併協議会は、原則公開することとなっています。傍聴をご希望される方は、協議会の開会時間の15分前までに会場にお越しいただき、傍聴受付簿に住所・氏名をご記入ください。傍聴をされる方に傍聴証をお渡しします。

ただし、傍聴をご希望される方が多数ある場合には、会場の都合などで傍聴の人数を制限することもありますので、ご了承ください。

◆傍聴の注意事項

会議の周囲の人に迷惑をかけるなどの行為がある場合は、傍聴できません。

また、カメラや録音機などの持ち込みも制限されていますので、ご協力をお願いいたします。

◆会議の資料の公表

合併協議会の資料や会議録は、合併協議会事務局のほか両町役場でも閲覧できます。その他ホームページでもご覧になれます。

神崎町・大河内町の人口、世帯数、面積

	神崎町	大河内町	両町あわせると
人口	8,261人	5,239人	13,500人
世帯数	2,245世帯	1,602世帯	3,847世帯
面積	105.10km ²	97.17km ²	202.27km ²

(平成12年国勢調査)



合併協議会事務局職員名簿 (平成16年2月4日現在)

職名	氏名	派遣元
事務局 長	内藤春夫	神崎町
次長兼総務係長	浅田譲二	大河内町
主幹兼調整係長	細岡弘之	神崎町
主幹兼計画係長	吉岡嘉宏	大河内町
電算・情報係長	谷総和人	大河内町
総務担当主査	廣納智彦	神崎町
臨時職員	植野瑞穂	

編集・発行

神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyoutown.okawachi.hyogo.jp

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyoutown/>